

補助金事業等収益明細書

(自) 平成29年4月1日 (至) 平成30年3月31日

社会福祉法人 社会福祉法人御荘福祉施設協会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						自在園	みしょうの里	はまゆう
愛南町 社会福祉法人負担額軽減措置事業	介護事業	1,273,177		1,273,177		1,273,177		
高齢障害求職者雇用支援機構 障害者雇用		13,500		13,500		13,500		
愛媛労働局 特定求職者雇用開発助成金		350,000		350,000		350,000		
愛媛県 社会福祉法人経営労務管理改善支援事業		500,000		500,000		500,000		
区分小計		2,136,677	0	2,136,677	0	2,136,677	0	0
	保育事業		0					
区分小計								
愛南町 福祉空間整備等補助金	施設	564,000		564,000	564,000	564,000		
区分小計		564,000		564,000	564,000	564,000		
合計		2,700,677	0	2,700,677	564,000	2,700,677	0	0

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。